

令和8年度 追加受付

令和8年度

姫路市業者登録申請要領

(新規登録・業種等追加)

○令和7年12月～令和8年1月に交付した「登録申請書」は
使用できません。改めて「登録申請書」の交付を受けてください。

～書類の提出方法～

新規申請

- ⇒書類番号1～8 …クリアファイルまたは2穴ひも綴じ
- 書類番号9～22…フラットファイル（色の指定あり⇒P.6参照）

業種等追加

- ⇒書類番号1～8 …クリアファイル
- 書類番号9～22…左肩をホチキス留め

令和8年4月

姫路市

財政局 財務部 契約課

【1】	業者登録を申請できる者の要件	1
1	共通事項	1
2	個別事項	1
【2】	業者登録の申請方法	2
【3】	業者登録の申請期間及び有効期間	2
【4】	登録業種	2
【5】	市内外区分	3
【6】	業者登録の申請手順	3
【7】	登録申請書類の提出	4
1	新規登録申請の必要書類の一覧	4
2	業種等追加申請の必要書類の一覧	5
3	各種申請関係書類のダウンロード	5
4	提出用ファイルの作成	6
5	「業者登録申請書」以外の申請書類	8
	書類番号 2 主要取扱メーカー申出書	8
	書類番号 3 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）	9
	書類番号 4 経営規模総括表	9
	書類番号 5 関連企業申告書＜新規登録の場合のみ必要＞	9
	書類番号 6 使用印鑑届兼委任状＜新規登録の場合のみ必要＞	9
	書類番号 7 相手方登録申出書＜新規登録・内容変更の場合のみ必要＞	9
	書類番号 8 業務経歴書	10
	書類番号 9 許可（登録）証明書（写し）	10
	書類番号 10 登記事項証明書（写し可）＜新規登録かつ法人のみ必要＞	10
	書類番号 10 身分証明書（写し可）＜新規登録かつ個人事業者のみ必要＞	10
	書類番号 11 住民票の写し（写し可）＜新規登録かつ個人事業者のみ必要＞	10
	書類番号 12 （姫路市）滞納無証明書（写し可）＜姫路市に納税義務がある場合のみ必要＞	11
	書類番号 12 （姫路市税）滞納無証明書及び法人市民税の納税証明書（写し可）	11
	書類番号 12 （姫路市税）滞納無証明書及び市県民税（普通徴収）又は固定資産税の納税証明書（写し可）	11
	書類番号 13 国税納税証明書（写し可）	11
	書類番号 14 所得税の確定申告書（写し）＜個人事業者のみ必要＞	11
	書類番号 15 財務諸表（写し）	12

書類番号 16	経営事項審査の技術職員名簿（写し）	12
書類番号 17	経営事項審査の工事経歴書※過去2年分	12
書類番号 18	特殊工法による工事経歴書 <特殊工法の登録を希望する場合のみ必要>	12
書類番号 19	現況報告書等（写し）	13
書類番号 20	技術者経歴書	13
書類番号 21	事務所の写真<新規登録かつ市内・準市内業者の場合>	13
書類番号 22	暴力団排除及び適正な労働条件の確保に関する誓約書<新規登録の場合のみ必要>	13
6	登録申請書	14
書類番号 1	姫路市業者登録申請書 NO.1（全業務共通）	14
書類番号 1	姫路市業者登録申請書 NO.2（全業務共通）	16
書類番号 1	姫路市業者登録申請書 NO.3（建設工事の場合）	20
書類番号 1	姫路市業者登録申請書 NO.3（建設関連コンサルタントの場合）	22
	「役務提供」の「各種調査計測」への登録について	24
書類番号 1	姫路市業者登録申請書 NO.3（役務提供・物品の場合）	25
	<登録内容の変更>	27

<説明文中の略称（記号）の説明>

- 「(追加)」・・・業種等追加申請の場合（継続申請含む）
- 「(新規)」・・・新規登録申請の場合
- 「(工事)」・・・建設工事の業種を登録する場合
- 「(コンサル)」・・・建設関連コンサルタントの業種を登録する場合
- 「(役務)」・・・役務提供の業種を登録する場合
- 「(物品)」・・・物品の業種を登録する場合

◎ 姫路市業者登録について

姫路市が行う物品の購入、工事又は製造の請負等の競争入札等に参加しようとする方は、事前に姫路市の業者登録名簿への登録（以下「業者登録」という。）が必要です。この登録の受付は、2年ごとに基準年度を設け、期間を定めて行っています。

業者登録を希望される方は、申請期間内に、登録しようとする契約の種類ごとに指定する必要書類を添付し、姫路市業者登録申請書（以下「登録申請書」という。）を提出してください。

◎ 業者登録名簿への登録について

申請された内容について、業者登録の要件を満たしているか審査し、要件を満たすと認められたときに業者登録名簿へ登録します。登録後、競争入札等参加資格者の一覧を姫路市のホームページで公表し、閲覧に供します。

公表項目：「相手方番号」、「法人名又は屋号」、「所在地又は住所」、「登録した業種（詳細業種）」、「格付」（建設工事、建設関連コンサルタントのみ）

名簿登載通知の送付は行いませんので、各申請期間に応じた有効期間の始期以降に姫路市ホームページの入札参加資格者一覧でご確認ください。

「登録業者としての心得について」を業者登録名簿とともに姫路市ホームページに載せていますので、入札等に参加される前に必ずお読みください。

姫路市ホームページ 入札参加資格者一覧・業種等一覧
<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000005415.html>



◎ 建設工事等の入札の電子化について

姫路市では、建設工事、建設関連コンサルタント及び物品の入札において兵庫県電子入札共同運営システムを用いた電子入札を導入しています。

受注者側で電子入札に対応できない場合は、姫路市が発注する建設工事、建設関連コンサルタント及び物品の入札に参加できません。入札への参加を希望する方は、所要の準備をお願いします。詳しくは下記のホームページをご覧ください。

姫路市ホームページ 電子入札
<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/category/4-3-2-1-2-3-0-0-0-0.html>



【1】 業者登録を申請できる者の要件

1 共通事項

- (1) 独立して営業している者。
- (2) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）の規定による資格制限を受けている者でないこと。
- (3) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定）第3条各号に該当する者でないこと。

2 個別事項

次の(1)から(3)までに掲げる契約の種類ごとに定める事項に該当する者であること。

(1) 建設工事

- ア 建設業法の規定による建設業の許可を受けている者
- イ 建設工事の種類ごとに、直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に完成工事高のある者
- ウ 登録申請期間の末日において有効な経営事項審査結果通知書（建設業法施行規則第21条の4に規定する総合評定値の通知書をいう。以下同じ。）を提出できる者
- エ 経営事項審査結果通知書の「その他の審査項目（社会性等）」の「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」欄がいずれも「有」又は「除外」となっている者

(2) 建設関連コンサルタント

- ア 測量においては測量法、建築コンサルタントにおいては建築士法、土木コンサルタントにおいては建設コンサルタント登録規程、地質調査においては地質調査業者登録規程、補償コンサルタントにおいては補償コンサルタント登録規程の規定による登録を受けている者
- イ 経営規模総括表の直前2年度完成実績高に完成実績額のある者

(3) 物品又は役務提供

法令により定められた許可、認可、免許、届出等（以下「許認可等」という。）が必要な場合は、当該許認可等を得ている者。また、登録しようとする契約の種類ごとに設定された業種又は詳細業種（以下「業種等」という。）に係る事業について、次に掲げる期間のいずれか又はその両方において履行実績を有する者

- i 業者登録の申請を行う日までに決算が確定している直近の決算期の末日から起算して過去2年間（個人事業主の場合にあっては所得税の確定申告が完了している直近の2年間）
- ii 登録申請期間の末日から起算して過去2年間

※ただし、役務提供の業種「清掃」のうち詳細業種「除雪」については過去に履行実績を有する者

【2】 業者登録の申請方法

申請種別	申請方法	申請先
新規登録申請	郵送申請のみ (電子申請では受け付けしません)	姫路市役所 契約課 〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
業種等追加申請		

- ・「新規登録申請」とは、姫路市へ業者登録をしていない業者が新規で登録する場合の申請をいいます。
- ・「業種等追加申請」とは、姫路市へ登録のある業種又は詳細業種（業種等）以外を追加で登録する場合の申請をいいます。

【3】 業者登録の申請期間及び有効期間

申請期間 ※期間内必着	業者登録の有効期間	
	始期	終期
令和8年4月1日から同年4月末日まで	令和8年6月1日	令和10年3月31日
令和8年5月1日から同年6月末日まで	令和8年8月1日	
令和8年7月1日から同年8月末日まで	令和8年10月1日	
令和8年9月1日から同年10月末日まで	令和8年12月1日	

※ 土曜、日曜及び祝日等、姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条各号に掲げる市の休日を除きます。

【4】 登録業種

姫路市では、下記の契約の種類（以下「業務区分」という。）ごとに設定する業種及び詳細業種に対し、業者登録を行っています。登録できる業種、詳細業種は別紙『業種等一覧』のとおりです。この一覧から登録を希望する業種、詳細業種を選んで申請してください。⇒別紙『業種等一覧』は、ホームページからダウンロードできます（⇒P.5）。

<業務区分>

建設工事	建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負
建設関連コンサルタント	建設工事に関する設計、測量及び調査業務委託
役務提供	役務の提供等（建設関連コンサルタントを除く。）
物品	物品の売買、製造の請負

※ 注意事項

- ・ 許認可等や実績を登録要件とする業種・詳細業種については、その登録要件が確認できなければ登録できません。
- ・ 建設工事及び建設関連コンサルタントの業種については、別に定める基準に基づき、格付けを行います。
- ・ 建設関連コンサルタント、役務提供及び物品の各詳細業種については登録できる数に制限（上限15種類）があります。

【5】 市内外区分

下表の基準によって、市内業者、準市内業者、市外業者に分類しています。

区分	法人	個人
市内業者	主たる営業機能を有する本店が姫路市内にあり、市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者	住所及び主たる事業所が姫路市内にあり、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者
準市内業者	姫路市内に営業機能を有する支店、営業所等があり、かつ法人市民税を納付し、市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者	姫路市内に事業所があり、市県民税（普通徴収）、固定資産税のいずれかの市税が課されている者であって、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者
市外業者	市内業者、準市内業者以外の全ての者	

【6】 業者登録の申請手順

申請には、別途「登録申請書」の交付を受ける必要があります。下記の手順を参照し、事前に「登録申請書」の交付を受けてから申請してください。

手順1 登録申請書の交付を受ける。

以下のものを契約課へ送付してください。

①登録申請書の交付請求書 ※ホームページからダウンロードできます（⇒P.5）。

②返信先を記入した角2封筒（返信用の切手を貼付したもの）

※登録申請書はA3用紙でおおむね5、6枚になります。重さは角2封筒とあわせて90g程度です。

<送付先>

姫路市役所 契約課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

<請求期限>

令和8年10月22日（木）必着

令和7年12月～令和8年1月の申請期間中に交付した登録申請書は利用できません。
改めて登録申請書の交付を受けてください。



手順2 提出が必要な登録申請書類（次ページ以降を参照）を準備し、「1 申請期間・申請場所」記載の申請期間内に指定場所へ送付する。

⇒登録申請書以外の申請様式はホームページからダウンロードしてください（⇒P.5）。

【7】 登録申請書類の提出

1 新規登録申請の必要書類の一覧

○ ⇒ 提出
△ ⇒ 必要があれば提出

書類番号1～8はクリアファイルに入れるか2穴ひも綴じで提出して下さい。(詳細はP.6以降)

書類 番号	業務区分		建設 工事	建設関連 コンサル外	役務 提供	物品
	申請書類					
1	姫路市業者登録申請書 No.1～3	郵送	○	○	○	○
2	主要取扱メーカー申出書	HP				△
3	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	写し	○			
4	経営規模総括表	HP		○		
5	関連企業申告書	HP	○	○	○	○
6	使用印鑑届 兼 委任状	HP	○	○	○	○
7	相手方登録申出書	HP	○	○	○	○
8	業務経歴書	HP		○	○	

書類番号9～22はフラットファイルに綴じて提出してください(詳細はP.6以降)

※フラットファイルには色の指定があります。

9	許可(登録)証明書	写し	○	○	△	△
10	登記事項証明書 <法人の場合>	写し可	○	○	○	○
	身分証明書 <個人事業者の場合>	写し可				
11	住民票の写し <個人事業者の場合>	写し可	○	○	○	○
12	(姫路市税)滞納無証明書<姫路市に納税義務のある業者>	写し可	○	○	○	○
	(姫路市税)滞納無証明及び法人市民税の納税証明書<準市内業者の法人>					
	(姫路市税)滞納無証明及び市県民税(普通徴収)又は固定資産税の納税証明書 <準市内業者の個人事業者>					
13	国税納税証明書(税務署様式その3の2又はその3の3)	写し可	○	○	○	○
14	所得税の確定申告書 <個人事業者の場合>	写し	○	○	○	○
15	財務諸表	写し		○	○	○
16	経営事項審査の技術職員名簿	写し	○			
17	経営事項審査の工事経歴書 ※過去2年分	写し	○			
18	特殊工法による工事経歴書	HP	△			
19	測量法第55条の8の規定に基づく書類	写し		○		
	現況報告書	写し				
20	技術者経歴書	HP		△		
21	事務所の写真 <市内・準市内業者の場合>	HP	○	○	○	○
22	暴力団排除及び適正な労働条件の確保に関する誓約書	HP	○	○	○	○

「HP」の記載がある書類は、ホームページからダウンロードできます。(⇒P.5)

2 業種等追加申請の必要書類の一覧

書類番号1～8はクリアファイルに入れるか2穴ひも綴じで提出して下さい。

書類 番号	業務区分		建設 工事	建設関連 コンサルタント	役務 提供	物品
	申請書類					
1	姫路市業者登録申請書 No.1～3	郵送	○	○	○	○
2	主要取扱メーカー申出書	HP				△
3	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	写し	○			
4	経営規模総括表	HP		○		
7	相手方登録申出書 <口座内容変更の場合>	HP	○	○	○	○
8	業務経歴書	HP		○	○	

書類番号9～20は左肩をホチキス留めして提出してください。

9	許可（登録）証明書	写し	○	○	△	△
12	（姫路市税）滞納無証明書<姫路市に納税義務のある業者>	写し可	○	○	○	○
	（姫路市税）滞納無証明書及び法人市民税の納税証明書<準市内業者の法人>					
	（姫路市税）滞納無証明書及び市県民税（普通徴収）又は固定資産税の納税証明書 <準市内業者の個人事業者>					
13	国税納税証明書（税務署様式その3の2又はその3の3）	写し可	○	○	○	○
14	所得税の確定申告書 <個人事業者の場合>	写し	○	○	○	○
15	財務諸表	写し		○	○	○
16	経営事項審査の技術職員名簿	写し	○			
17	経営事項審査の工事経歴書 ※過去2年分	写し	○			
18	特殊工法による工事経歴書	HP	△			
19	測量法第55条の8の規定に基づく書類	写し		○		
	現況報告書	写し				
20	技術者経歴書	HP		△		

「HP」の記載がある書類は、ホームページからダウンロードできます。（⇒P.5）

3 各種申請関係書類のダウンロード

「HP」と記載があるものは、指定の様式を以下のホームページからダウンロードして使用してください。

令和8・9年度姫路市業者登録申請（追加受付）

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000032912.html>



4 提出用ファイルの作成

・新規登録申請の場合

書類番号に応じて、以下の形で提出してください。

- ・書類番号1～8 ⇒ クリアファイル、または、2穴ひも綴じ
 - ・書類番号9～22 ⇒ 書類番号順に提出用のフラットファイルへ綴り込み
- ※フラットファイルの詳細は以下のとおり

(1)提出用ファイルは、下記参考例と同様のフラットファイル（A4S）とします。
（メーカー等の指定はありません。）

(参考例) コクヨ フーV10 (青、緑、黄、ピンク)
 プラス 021N (ブルー、グリーン、イエロー、ピンク)
 マンモス MFF-A4S (ブルー、グリーン、イエロー、ピンク)
 ライオン A-518K (水、緑、黄、ピンク)

(2) フラットファイルの色は、業務区分ごとに指定する色を使用してください。
（ただし、複数の業務区分に登録する場合は優先順位（1～4）により指定する色を使用してください。）

(優先順位)		(使用する色)
↓	1 「建設工事」の業種に登録する場合	ブルー
	2 「建設関連コンサルタント」の業種に登録する場合	グリーン
	3 「役務提供」の業種に登録する場合	イエロー
	4 「物品」の業種に登録する場合	ピンク

使用する色の例：「物品」の業種のみを登録する場合 → ピンク
 「建設工事」と「役務提供」の業種を登録する場合 → ブルー
 「役務提供」と「物品」の業種を登録する場合 → イエロー

※業種ごとにフラットファイルを分ける必要はありません。

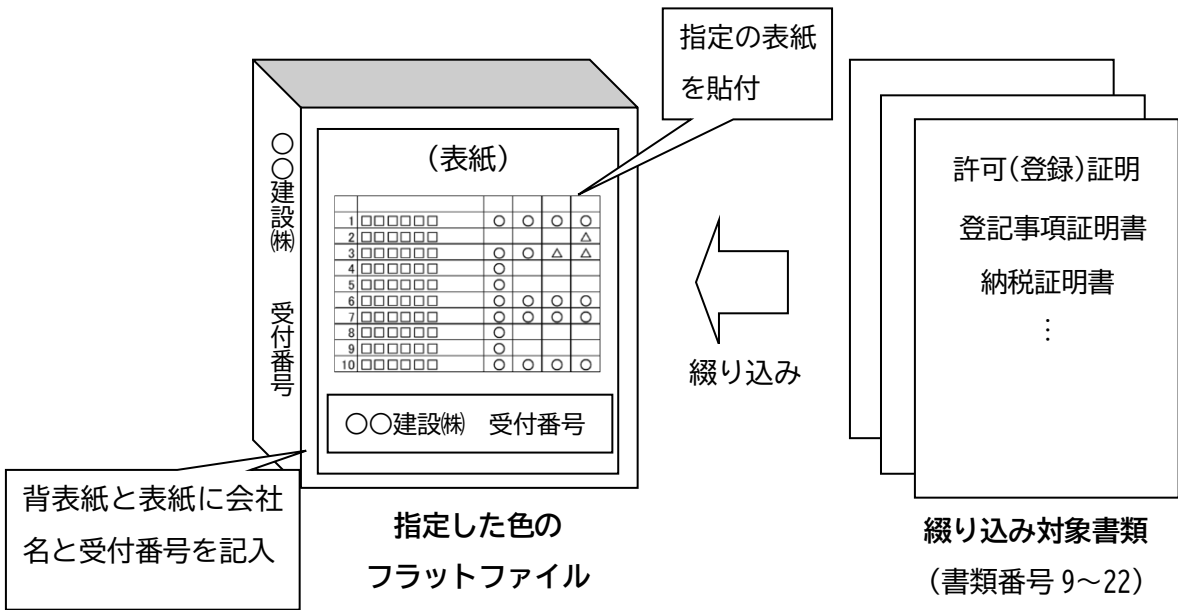
※複数業種に登録する場合、業種ごとに提出用ファイルを作成する必要はありません。

登録しようとする業種の内、上記の優先順位が高い業種（色）のファイルに全ての書類を綴り込んでください。

その場合、「登録申請書 No.1・No.2」や「登記事項証明書」等の共通する書類は1部のみ提出してください。

(3) 姫路市ホームページにある「提出用ファイル表紙」をフラットファイルの表紙へ貼付し、表紙及び背表紙に業者名と受付番号を記入してください。(下記ファイル作成例を参照)

<ファイル作成例>



・業種等追加申請の場合

フラットファイルは不要です。書類番号1～8はクリアファイルに入れるか2穴ひも綴じし、書類番号9～20は左肩をホチキス留めして提出してください。

5 「業者登録申請書」以外の申請書類

- ※ すべて黒のボールペンで記入してください。
消えるボールペン（フリクション等）は使用しないでください。
- ※ 発行日を指定している申請書類は必ず指定日以降のものを提出してください。発行日が古いものは再提出を求めます。その場合、再提出の申請書類を姫路市が受領した日が申請日となります。
指定日については下表のとおりです。

・書類番号 10 登記事項証明書・身分証明書、書類番号 11 住民票の写し

申請期間	証明書の発行日
令和 8 年 4 月 1 日から同年 4 月末日	令和 8 年 1 月 1 日以降に発行された最新のもの
令和 8 年 5 月 1 日から同年 6 月末日	令和 8 年 2 月 1 日以降に発行された最新のもの
令和 8 年 7 月 1 日から同年 8 月末日	令和 8 年 4 月 1 日以降に発行された最新のもの
令和 8 年 9 月 1 日から同年 10 月末日	令和 8 年 6 月 1 日以降に発行された最新のもの

・書類番号 12、13 姫路市税、国税納税証明書

申請期間	証明書の発行日
令和 8 年 4 月 1 日から同年 4 月末日	令和 8 年 1 月 1 日以降に発行されたもの
令和 8 年 5 月 1 日から同年 6 月末日	令和 8 年 3 月 1 日以降に発行されたもの
令和 8 年 7 月 1 日から同年 8 月末日	令和 8 年 5 月 1 日以降に発行されたもの
令和 8 年 9 月 1 日から同年 10 月末日	令和 8 年 7 月 1 日以降に発行されたもの

HP

．．．．．ホームページに様式を掲載している書類

業者登録申請書類のダウンロードページ（⇒P.5）に掲載している URL 又は QR コードからダウンロードできます。

業務区分ごとに書類提出の要・不要の区分を記載しています。

○印・・・提出必要

△印・・・必要があれば提出

×印・・・提出不要

HP

書類番号 2 主要取扱メーカー申出書

(工事)× (コンサル)× (役務)× (物品)△

- ・物品を登録する場合、取り扱いが可能なメーカー等があれば、別紙『メーカーコード表』を参照し記入してください。
⇒「メーカーコード表」はホームページからダウンロードできます（⇒P.5）。
- ・書類提出は任意ですが、業者指名の参考にする場合もありますので、積極的に作成してください。
- ・物品の全業種を対象とし、業種や詳細業種ごとに用紙を分ける必要はありません。

書類番号 3 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (写し)

(工事)○ (コンサル)× (役務)× (物品)×

・ 経営事項審査結果通知書を提出してください。

※審査基準日が各申請期間の末日において有効な最新のもので、かつ、「その他の審査項目（社会性等）」の「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」欄がいずれも「有」又は「除外」となっている場合に限りま

HP

書類番号 4 経営規模総括表

(工事)× (コンサル)○ (役務)× (物品)×

・ 「経営規模総括表作成の手引き」を参照し、作成してください。

⇒ホームページからダウンロードしてください (⇒P.5)。

HP

書類番号 5 関連企業申告書 <新規登録の場合のみ必要>

(工事)○ (コンサル)○ (役務)○ (物品)○

・ 該当する企業がない場合も、「無」に○をつけて提出してください。

・ 届出の要件に該当する企業 (姫路市に業者登録がある企業に限ります。) がある場合は、当該関連企業情報及び関連内容を記入してください。

・ 申請者が事業協同組合の場合は、組合員名簿を提出してください。

HP

書類番号 6 使用印鑑届兼委任状 <新規登録の場合のみ必要>

(工事)○ (コンサル)○ (役務)○ (物品)○

・ 入札・見積、契約の締結等に使用する印鑑を押印してください。

・ 代表者及び受任者個人を表す印鑑（実印及び使用印）を押印してください（会社印は認められません）。

・ 上記の内容について支店長、営業所長等に委任する場合は受任者名も記入してください。

※受任者を設定する場合、委任内容の一部を削除することは出来ません。

HP

書類番号 7 相手方登録申出書 <新規登録・内容変更の場合のみ必要>

(工事)○ (コンサル)○ (役務)○ (物品)○

・ 新規登録の場合は必ず提出が必要です。

・ 業種追加の場合は、登録口座情報に変更がある場合は提出してください。

・ 委任関係がある場合は受任者名で提出してください。

HP

書類番号 8 業務経歴書

(工事)× (コンサル)○ (役務)○ (物品)×

- ・必ず指定様式を使用し、詳細業種ごとに1枚作成してください。
- ・登録要件となる業務の実績を確認するとともに、契約業務の参考資料となるもので、主力業務や専門性のある業務を中心に記入してください。
- ・登録を希望する詳細業種ごとに直前2決算年度（個人にあっては確定申告済みの直近2年間）又は登録申請期間の末日から起算して過去2年間の完了した業務経歴を記入してください（業務が完了していない（「業務の終了年月」欄が未来の年月や空欄）ものは経歴として認められません）。

※建設関連コンサルタントに登録する場合で、現況報告書等（書類番号 19）で確認できる場合は提出不要です。

※審査時に、当該経歴に係る契約書等の提出を求める場合があります。

HP

書類番号 9 許可（登録）証明書（写し）

(工事)○ (コンサル)○ (役務)△ (物品)△

- ・申請日現在において有効な許可（登録）証明書の写しを提出してください。
- ・各業種（詳細業種）の登録に必要な許可（登録）の種類は、業種等一覧を確認してください。
⇒別紙『業種等一覧』は、ホームページからダウンロードできます（⇒P.5）。
- ・登録申請時に更新手続きを行っている場合は、その旨がわかるものを提出してください。

書類番号 10 登記事項証明書（写し可）＜新規登録かつ法人のみ必要＞

(工事)○ (コンサル)○ (役務)○ (物品)○

- ・履歴事項全部証明書に限ります。（現在事項証明書、一部事項証明書等は不可）

書類番号 10 身分証明書（写し可）＜新規登録かつ個人事業者のみ必要＞

(工事)○ (コンサル)○ (役務)○ (物品)○

- ・本籍地の市町村で身分証明書の発行手続きを行ってください。
- ・日本国籍以外の方は在留カード又は特別永住者証明書の写し（表面、裏面とも）を提出してください

書類番号 11 住民票の写し（写し可）＜新規登録かつ個人事業者のみ必要＞

(工事)○ (コンサル)○ (役務)○ (物品)○

- ・事業主の本籍地の記載が必要です。（事業主が日本国籍を有しない場合は、国籍が記載された住民票の写しを提出してください。）

書類番号 12 (姫路市) 滞納無証明書 (写し可) <姫路市に納税義務がある場合のみ必要>

(工事)○ (コンサル)○ (役務)○ (物品)○

- ・滞納無証明書を提出してください。

書類番号 12 (姫路市税) 滞納無証明書及び法人市民税の納税証明書 (写し可)

(工事)○ (コンサル)○ (役務)○ (物品)○ <準市内業者の法人のみ必要>

・準市内業者の基準を満たしているか確認するため、直近の事業年度の法人市民税の納税証明書を提出してください。

・準市内業者の場合、滞納無証明書及び法人市民税の納税証明書が必要です。

- ・準市内業者の基準については、P.3を参照してください。

書類番号 12 (姫路市税) 滞納無証明書及び市県民税 (普通徴収) 又は固定資産税の納税証明書 (写し可)

(工事)○ (コンサル)○ (役務)○ (物品)○ <準市内業者の個人事業者のみ必要>

・準市内業者の基準を満たしているか確認するため、発行日時点の最新年度の市県民税 (普通徴収) 又は固定資産税の納税証明書を提出してください。

・準市内業者の場合、滞納無証明書及び市県民税 (普通徴収) 又は固定資産税の納税証明書が必要です。

- ・準市内業者の基準については、P.3を参照してください。

書類番号 13 国税納税証明書 (写し可)

(工事)○ (コンサル)○ (役務)○ (物品)○

- ・業者の区分に応じて、以下の書類を提出してください。

業者の種類	必要な書類
法人	税務署様式その3の3
個人事業者	税務署様式その3の2

書類番号 14 所得税の確定申告書 (写し) <個人事業者のみ必要>

(工事)○ (コンサル)○ (役務)○ (物品)○

- ・令和7年分の所得税の確定申告書の「第一表」及び「第二表」の写し (所轄税務署に提出済みのもの) を提出してください。

書類番号 15 財務諸表 (写し)

(工事)× (コンサル)○ (役務)○ (物品)○

- ・業者の種類に応じて、以下の必要な書類を提出してください。

業者の種類		必要な書類
法人		直近の損益計算書、貸借対照表
個人事業者	青色申告者	令和7年分の損益計算書、貸借対照表
	白色申告者	令和7年分の収支内訳書

※単体の決算書を提出してください。

※建設関連コンサルタントの登録を希望する場合は、法人の場合は直近2年分、個人事業者の場合は令和6・7年分の同じ書類を提出してください。

- ・建設関連コンサルタントの業種を登録する場合は、上記書類が現況報告書等(書類番号19)に含まれる場合は提出不要です。

書類番号 16 経営事項審査の技術職員名簿 (写し)**書類番号 17 経営事項審査の工事経歴書**※過去2年分

(工事)○ (コンサル)× (役務)× (物品)×

- ・『経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書』(書類番号3)に係る経営事項審査の「技術職員名簿」「工事経歴書」の写しを提出してください。
- ・「工事経歴書」は過去2年分(受審済みのもの)を提出してください。

HP

書類番号 18 特殊工法による工事経歴書 <特殊工法の登録を希望する場合のみ必要>

(工事)△ (コンサル)× (役務)× (物品)×

- ・工法ごとに前5年の間(令和3年1月1日から申請日まで)に完成した工事の主たる経歴を3枚までに記入してください。ただし、前5年の平均完成工事高が0千円の場合は登録不可。
- ・同項目が記入されたものであれば自社作成のものでも可とします。
※審査時に、工事経歴に係る契約書等の提出を求める場合があります。
- ・以下の特殊工法の登録を希望する場合は、追加の提出書類が必要です。

特殊工法	追加の提出書類
海洋土木工事	船舶国籍証書又は傭船契約書の写し等
管更生工事	公益財団法人日本下水道新技術機構の建設技術審査証明を受けた工法の団体等に属していることを証する書類(団体の会員証等)

書類番号 19 現況報告書等 (写し)

(工事)× (コンサル)○ (役務)× (物品)×

・以下の書類について、直前第1期及び第2期決算分を提出してください。

登録を希望する業種	必要な書類
測量	測量法第55条の8の規定に基づく書類(写し)
土木コンサルタント 地質調査 補償コンサルタント	現況報告書(写し)(国土交通省の確認済印のあるもの ※)
建築コンサルタント	提出不要

※審査中等の理由により、国土交通省の確認済印のあるものが提出できない場合は、確認済印のある直前第2期及び直前第3期決算分を提出してください。

HP

書類番号 20 技術者経歴書

(工事)× (コンサル)○ (役務)× (物品)×

登録を希望する業種	提出要否
測量 建築コンサルタント	必ず提出してください。
土木コンサルタント 地質調査 補償コンサルタント	<u>現況報告書(書類番号19)により技術者の数及び名簿が 確認できる場合は提出不要です。</u> 現況報告書に記載のない技術者がいる場合のみ提出して ください。

※同項目が記入されたものであれば自社作成のものでも可としますが、資格順に記載又は資格毎に色分けをする等し、経営規模総括表(書類番号4)の有資格者数を容易に確認できるようにしてください。

HP

書類番号 21 事務所の写真 <新規登録かつ市内・準市内業者の場合>

(工事)○ (コンサル)○ (役務)○ (物品)○

・姫路市内にある事務所について外観の写真(社名の表示が確認できるものとし、貸しビル等についてはその何階かが分かるものであること)と内部の写真を貼付し、裏面に略図を記入してください。

HP

書類番号 22 暴力団排除及び適正な労働条件の確保に関する誓約書 <新規登録の場合のみ必要>

(工事)○ (コンサル)○ (役務)○ (物品)○

・受任者がある場合も、必ず代表者職氏名を記入してください。

項目名	記入内容
①「本店所在地又は住所」 「法人名又は屋号」 「代表者職氏名」	本店所在地、法人名、代表者職氏名等を記入してください。 ※受任者がある場合も、必ず本店の代表者職氏名を記入してください。
②「受付番号」	記入不要
③「現在の届出内容」	(追加) 申請日時点での届出内容を記入してください。 (新規) 記入不要
④「相手方番号」	(追加) 現在の相手方番号を記入してください。 (新規) 記入不要
⑤「変更記入欄」	(追加) 記入不可。登録内容に変更がある場合は、別途変更届を提出してください(⇒P. 27 参照)。 (新規) 住所、法人名・屋号、代表者職氏名等を記入してください。 <u>※委任先がある場合は、『使用印鑑届兼委任状』(書類番号6) に受任者を記載してください。</u> ※法人名の「株式会社」等と会社名の間は1マス空けてください。 ※代表者の姓と名の間も1マス空けてください。
⑥「メールアドレス」(本店)(任意)	・本市との契約で電子契約を希望する場合は、 <u>電子契約に使用するメールアドレス</u> を入力してください(契約を締結する権限を有する者のメールアドレスです)。 ・メールアドレスの確認のため、後日テストメールを送付します(返信不要)。 <u>※委任先を設定する場合は、記入不要。</u>
⑦「メールアドレス」(委任のある支社・支店等)(任意)	・委任先を設定し、本市との契約で電子契約を希望する場合は、 <u>電子契約に使用するメールアドレス</u> を入力してください(契約を締結する権限を有する者のメールアドレスです)。 ・メールアドレスの確認のため、後日テストメールを送付します(返信不要)。
⑧「書類作成者」 「電話番号」	申請書の内容について説明できる人の氏名、連絡先電話番号を記入してください。
⑨「行政書士名」 「電話番号」	行政書士が作成した場合は行政書士名、連絡先電話番号を記入してください。

書類番号 1 姫路市業者登録申請書 No.2 (全業務共通)

姫路市業者登録申請書 No.2

委任のない市内営業所等	郵便番号	現在の届出内容	
	住所・方番	業種情報	業種情報
委任のない市内営業所等	営業所名等(カナ)	業種情報	業種情報
	営業所名等(漢字)	業種情報	業種情報
委任のない市内営業所等	代表者名	業種情報	業種情報
	代表者名	業種情報	業種情報
委任のない市内営業所等	電話番号	業種情報	業種情報
	FAX番号	業種情報	業種情報

委任のない市内営業所等	郵便番号	住所・方番
	営業所名等(カナ)	営業所名等(漢字)
	代表者名	代表者名
	電話番号	FAX番号
	業種情報	業種情報

⑧

③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
相手方番号	法人番号	業種情報	業種情報	業種情報	業種情報	業種情報	業種情報	業種情報


⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰

電話番号、FAX番号は左詰めで記入。
「-」(ハイフン)を含めて記入。
姫路市内の「079」は記入不要。

※のついた項目について
工事とコンサルなど、複数の業種を登録する場合、以下の優先順位で記入してください。

- (1)経営規模総括表
- (2)経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(書類番号 3)(以下「経審通知書」という。)
- (3)財務諸表その他

項目名	記入内容
①「現在の届出内容」	(追加) 申請日時点での届出内容を記入してください。 ※口座情報の記入は不要。 (新規) 記入不要
②「委任のない市内営業所等」	委任関係のない市内の営業所を連絡先とするときに、その営業所の住所、営業所名等を記入してください。 ※本店又は委任先が姫路市内にある業者は登録できません。 (追加) 記入不可。登録内容に変更がある場合は、別途変更届を提出してください(⇒P.27参照)。 (新規) 市内営業所があれば記入してください。

③「相手方番号」	(追加) 現在の相手方番号を記入してください。 (新規) 記入不要
④「法人番号」(13桁)	法人の場合は、法人番号を入力してください。法人番号が不明の場合は「国税庁法人番号公表サイト」で確認してください。 国税庁法人番号公表サイト https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/ 
⑤「市内外」	記入不要 ※契約課で記入
⑥「登録年度」	記入不要
⑦「営業年数」※	(コ川) 『経営規模総括表』(書類番号 4) の「営業年数」を記入してください。 ※「経営規模総括表」の作成にあたっては、別紙『経営規模総括表の手引き』を参照してください(以下、同じ)。 (工事) 経審通知書の「営業年数」を記入してください。 ※別紙『経営事項審査関係の書類について』を参照してください(以下、同じ)。 (役務・物品) 登録申請時における営業年数を記入してください。
⑧「規模」	官公需法第2条第1項及び官公需法施行令第1条の規定による、中小企業の場合は「1」、中小企業以外の場合は「2」を入力してください。 ⇒中小企業の定義はP.19を参照してください。
⑨「審査基準日」	(工事) 経審通知書の「審査基準日」の年月日を和暦年号による年月日で記入してください。 (例) 令和7年5月31日 ⇒ 5070531 (工事以外) 記入不要
⑩「大臣・知事」 ⑪「建設業許可番号」	(工事) ⑩この業種の現在有効な建設業許可の許可者の区分 大臣許可 ⇒ 「1」 知事許可 ⇒ 「2」 ⑪許可番号を左詰めで記入してください。 (工事以外) 記入不要

⑫「資本金」※	法人の場合は以下のとおり記入してください。個人の場合は「0」を記入してください。 (コンサル) 財務諸表の「資本金」の額 (工事) 経審通知書の「資本金額」 (役務・物品) 登記事項証明書の「資本金」の額
⑬「自己資本額(工事・コンサル)」※	(コンサル) 経営規模総括表の「自己資本額の合計」 (工事) 経審通知書の「自己資本額」 (役務・物品) 記入不要
⑭「会社全体の直前第1年度決算額(総売上高)」※	(工事) 経審通知書の「売上高」の額 (工事以外) 財務諸表の「総売上高」
⑮「会社全体の年間平均完成工事高(工事)」	(工事) 経審通知書の「完成工事高」の「2年平均」又は「3年平均」の「合計」欄の額 (工事以外) 記入不要
⑯「会社全体の年間平均完成実績高(コンサル)」	(コンサル) 経営規模総括表の「直前2か年間の年間平均実績高」の「合計」の額 (コンサル以外) 記入不要
⑰「総従業員数」	登録申請時における会社全体の従業員数 ※役員、パートタイム労働者等を含みません。

書類番号1 姫路市業者登録申請書 NO.3 の記入については、登録する業種に応じて以下のページを参照してください。

- ・ 建設工事の場合 P. 20 へお進み下さい
- ・ 建設関連コンサルタントの場合 P. 22 へお進み下さい
- ・ 役務提供・物品の場合 P. 25 へお進み下さい

<中小企業者の定義>

会社にあつては、それが主として営む事業が属する業種に応じ、次表の (A)「資本金の額又は出資の総額」又は (B)「常時使用する従業員の数」のいずれかの要件を満たしているもの。個人にあつては、それが主として営む事業が属する業種に応じ、次表の (B)の「常時使用する従業員の数」の要件を満たしているもの。

業種	(A)資本金の額又は 出資の総額	(B)常時使用する 従業員の数
① 製造業、建設業、運送業等	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5千万円以下	100人以下
④ 小売業	5千万円以下	50人以下

業種分類について

- (1) 下記URLの総務省が所管する日本標準産業分類（最新版は第14回改定）をご覧ください。分類項目名、説明及び内容例示からどの分類にあてはまるかご確認ください。

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/R05koumokusetsumei.html



- (2) 次に、下記URLの対応表からどの業種に該当するのかご確認ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_14.pdf



書類番号 1 姫路市業者登録申請書 No.3 (建設工事の場合)

姫路市業者登録申請書 No.3

① 受付番号

② 相手方番号

③ 相手方名

④ 相手方住所

⑤ 業務区分名

⑥ 業務区分

⑦ 業種

⑧ 業種コード

⑨ 業種の「登録種別」

⑩ 許可登録年月日

⑪ 一般・特等

⑫ 登録番号(コンソールのみ記入)

⑬ 最低1年度決算額(基準決算)

⑭ 申請年度の売上(販売)高

⑮ 一級技術者数

⑯ 二級技術者数

⑰ 三級技術者数

⑱ その他技術者数

⑲ 管理技術者数

⑳ 総合評価

21 → 22, 23, 24

項目名	記入内容
①「受付番号」	記入不要
②「相手方番号」	(追加) 現在の相手方番号を記入してください。 (新規) 記入不要
③「相手方名」 ④「相手方住所」	本店の名称、所在地(委任先がある場合は委任先の名称、所在地)を記入してください。
⑤「業務区分名」 ⑥「業務区分」	業務区分名に「建設工事」、業務区分に「001」を記入してください。
⑦「業種」 ⑧「業種コード」	別紙『業種等一覧』を参照し記入してください。 ⇒「業種等一覧」はホームページからダウンロードできます(⇒P.5)。
⑨業種の「登録種別」	「1」を記入してください。
⑩「許可登録年月日」	この業種の現在有効な建設業許可の許可年月日を記入してください。 (例) 令和7年5月31日 ⇒ 5070531

⑪「一般・特定」	建設業許可の種類 一般建設業 ⇒ 「1」 特定建設業 ⇒ 「2」	
⑫「登録番号（コンサルのみ記入）」	記入不要	
⑬「直前第1年度決算額（基準決算）」	記入不要	
⑭「年間平均完成工事（販売）高」	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">経番通知書から転記してください。</p> <p>この業種の「完成工事高」の「2年平均」又は「3年平均」の額 ※0千円の場合はこの業種の登録はできません。</p>	
⑮1級技術者の「人数」欄		この業種の技術職員数「一級」の人数
⑯基幹技能者の「人数」欄		この業種の技術職員数「基幹」の人数
⑰2級技術者の「人数」欄		この業種の技術職員数「監理補佐」及び「二級」の合計人数
⑱その他技術者の「人数」欄		この業種の技術職員数「その他」の人数
⑲監理技術者の「人数」欄		この業種の技術職員数「講習受講」の人数
⑳「総合評定値」		この業種の「総合評定値（P）」を記入。
㉑詳細業種の「登録種別」（土木工事の特殊工法の登録を希望する場合のみ）		詳細業種（特殊工法）を登録する場合は「1」を記入してください。
㉒「詳細業種」の名称 ㉓「詳細業種」のコード	<p>詳細業種（特殊工法）を登録する場合は、別紙『業種等一覧』を参照し記入してください。</p> <p>⇒「業種等一覧」はホームページからダウンロードできます（⇒P.5）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「022 海洋土木工事」については、自社で工事用船舶を保有しているか、継続的な傭船契約を締結していることが確認できる書類（船舶国籍証書又は契約書の写し等）をフラットファイルに綴り込み、提出すること。 ・「023 管更生工事」については、公益財団法人日本下水道新技術機構の建設技術審査証明を受けた工法の団体等に属していることを証する書類（団体の会員証等）をフラットファイルに綴り込み、提出すること。 	
㉔「完成工事高又は実績高」	<p>この詳細業種（特殊工法）の前5年（令和3年1月1日から申請日まで）の間に完了した平均完成工事高を記入してください。</p> <p>※その額が0千円の場合は登録できません。</p>	

⑩「許可登録年月日」	この業種の現在有効な登録の登録年月日を記入してください。 (例) 令和7年5月31日 ⇒ 5070531
⑪「一般・特定」	記入不要
⑫「登録番号」	この業種の現在有効な登録番号を左詰めで記入してください。
⑬「直前第1年度決算額(基準決算)」	この業種の「直前1年度分決算」の額を経営規模総括表から記入してください。
⑭「年間平均完成工事(販売)高」	この業種の「直前2か年間の年間平均実績高」の額を経営規模総括表から記入してください。 ※0千円の場合はこの業種の登録はできません。
⑮～⑳「人数」・「総合評定値」	記入不要
㉑詳細業種の「登録種別」 (土木コンサルタント、補償コンサルタントのみ記入要)	「1」を記入してください。
㉒「詳細業種」の名称 ㉓「詳細業種」のコード(土木コンサルタント、補償コンサルタントのみ記入要)	土木コンサルタント又は補償コンサルタントの詳細業種(部門)について、別紙『業種等一覧』を参照し記入してください。(詳細業種の登録は15種類まで) ⇒「業種等一覧」はホームページからダウンロードできます(⇒P.5)。
㉔「完成工事高又は実績高」 (土木コンサルタント、補償コンサルタントのみ記入要)	その詳細業種(部門)の「直前1年の事業収入金額」を現況報告書から記入してください。

「役務提供」の「各種調査計測」への登録について

「建設関連コンサルタント」の各業種に登録される業者の方は、「役務提供」の「各種調査計測」の詳細業種のうち当該業種と業務内容が重複するものについても、登録の申請をしてください。

この場合、各種調査計測の⑬「直前第 1 年度決算額（基準決算）」、⑭「年間平均完成工事（販売）高」、⑮「完成工事高又は実績高」は 0 円としてください。

「建設関連コンサルタント」

業種コード	業種名
100	測量
200	建築コンサルタント
300	土木コンサルタント
400	地質調査
500	補償コンサルタント

「役務提供」

業種コード	業種名	詳細業種コード	詳細業種名
208	各種調査計測	004	測量関係
		002	建築コンサル関係
		001	土木コンサル関係
		011	地質調査関係
		003	補償コンサル関係

⇒
⇒
⇒
⇒
⇒

⑬「直前第1年度決算額（基準決算）」	この業種の直前1年度の実績高（販売高）を記入してください。 ※各業種の直前1年度の実績高（販売高）の合計が会社全体の直前1年度決算額を超えないこと。
⑭「年間平均完成工事（販売高）」	この業種の直前2か年間の平均実績高（販売高）を記入してください。
⑮～⑳「人数」・「総合評定値」	記入不要
㉑詳細業種の「登録種別」	「1」を記入してください。
㉒「詳細業種」の名称 ㉓「詳細業種」のコード	別紙『業種等一覧』を参照し記入してください。（詳細業種の登録は15種類まで） ⇒「業種等一覧」はホームページからダウンロードできます（⇒P.5）。
㉔「完成工事高又は実績高」	（役務）（物品）記入不要

<登録内容の変更>

業種等追加申請をしようとする業者が登録内容を変更する場合は、あわせて業者登録内容の変更が必要です。

以下を確認の上、変更手続きをしてください。

- ①姫路市ホームページ内、「業者登録内容の変更に伴う提出書類」にアクセスし、必要な様式をダウンロード
- ②それぞれ記入、必要書類を整えた上で、契約課へ提出

※変更内容によって、必要な書類は異なります。

必要書類は、姫路市ホームページ内、「業者登録内容の変更に伴う提出書類のご案内」を参照してください。

[参照ページ]

(姫路市) 業者登録内容の変更に伴う提出書類

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000005551.html>



【申請手続きに関する問合せ】

姫路市 財政局 財務部 契約課 (〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地)

電話 (079) 221-2238

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/category/4-3-2-3-0-0-0-0-0-0.html>

受付時間：9時から12時及び13時から17時

(上記時間以外及び土曜、日曜、祝日は問合せの受付を行っておりません。)